

“For Kids” プラン2020（案）パブリックコメント回答一覧

- 意見募集期間 令和元年12月10日（火）～令和2年1月17日（金）
- 意見応募状況 （1）応募者数 2名  
（2）意見件数 11件
- 意見の要旨とこれに対する市の考え方

| No. | 該当箇所 | 意見の趣旨  | 意見に対する市の考え方  |
|-----|------|--|--|
| 1   | P69  | 育児休業中の妻が2才の子と0才の双子の育児をしています。2才の子のみ月に数日一時預かりを利用できますが、多胎児は一般的な支援では困難であるため、全体的な見直しを強く要請します。             | 2才と0才の双子、3人のお子様の育児は大変なことと拝察いたします。一時預かりも思うようにはご利用できなく申し訳ありません。保育園の他にも、民間での一時預かりや、場合によってはファミリーサポートセンターのご利用ができる場合もあります。また、相談の場としては、子育て支援センターや市役所新庁舎に新たにオープンした「親子ふれあい広場」もありますので、是非ご活用ください。<br>そのほかにも、下関ツインズファミリーという双子や三つ子を持つ家族の子育てサークルがありますので、こちらにもお問い合わせください。（電話番号231-3203（中央子育て支援センター内）） |
| 2-1 | P46  | 基本目標1の中に、保幼小の連携とありますが、研修は幼稚園教諭と保育士だけで小学校教諭が入っていませんので是非入れてほしい。  | この部分では、幼児期の教育に焦点を当てていることから記載はしていません。小学校教諭については、教育部門の研修計画に従って実施しております。  |
| 2-2 | P83  | 特別支援教育の充実の中に、障害のある子どもたち一人ひとりの・・・とありますが、下関市立大学にはインクルーシブ教育専門の先生がいらっしゃいますので、市立大学との連携を施策の中に入れるのはどうでしょうか。 | ご提案の内容も含めて、子育て支援に関連する下関市立大学との連携の可能性を探りたいと思います。   |
| 2-3 | P85  | 親子がふれあう機会の充実 の担当課の中に、菊川、豊田、豊浦の総合支所市民生活課がはいっていないのはなぜでしょうか。  | これまでに事業を実施し、現時点で今後も予定があるものについてを担当課として記載しているため入っていません。来年度、実施事業の計画を立てる際に新規事業がある場合は追加します。   |

| No.  | 該当箇所 | 意見の趣旨  | 意見に対する市の考え方   |
|------|------|--|---|
| 2-4  | P89  | 就学に必要な費用を助成するとともに、資金の貸付け等を行います。とあるが、貸付の詳細を教えてください。                               | ※別途要領参照   |
| 2-5  | P90  | 施策目標1 障害がある子どもへの適切な支援の充実とあるが、下関市立大学との連携が一切かかれていないので、是非入れてほしい。                    | ご提案の内容も含めて、子育て支援に関連する下関市立大学との連携の可能性を探りたいと思います。  |
| 2-6  | P95  | 幼児期の教育・保育、学校教育の充実の中に、外国につながる子どもとあるが、外国につながる子どもとはどういう事でしょうか。                      | 日本の文化に馴染みが少ない方や外国から帰国した方等を想定しています。<br>欄外に説明を記載します。  |
| 2-7  | P97  | 公園整備の推進は、いい事だと考えますが、公共施設マネジメントとどのように上手に付き合うのでしょうか。                               | 公共施設マネジメントとの整合性を図りつつ可能な整備をするという考えです。公園の遊具などにつきましては、状態の悪いものからニーズにあわせて、更新や撤去を行っていきます。   |
| 2-8  | P97  | 交通安全対策の推進として、自転車を利用する大人に対してもマナー向上のための啓発をしてみてもどうでしょうか。そうすることによって子どもたちの見本になると思います。 | 小学生を対象に行う交通安全教室の中で、自転車に関する事も実施しております。また、交通安全運動の重点として「自転車安全利用の推進」を掲げ、あらゆる機会を通じて、市民にチラシ等を配布し、自転車安全利用五則及び自転車保険の加入について呼びかけており、今後も継続する予定としております。<br>この項目の「ドライバー」という記述を「自動車や自転車」に変更します。 |
| 2-9  | P105 | 母子生活支援施設とありますが、父子は入らないのでしょうか。  | 母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づき、18歳未満の子どもを養育している母子家庭又は母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に利用できる施設です。そのため、父子での利用はできません。  |
| 2-10 | P105 | 女性の再就職促進事業とありますが、男性は入らないのでしょうか。  | 本事業では、結婚、出産、育児、介護等何らかの事情で離職した女性求職者を中心として、ハローワーク下関マザーズコーナーと連携した登録制による支援を実施しているものです。<br>特に性別を限定するものではありませんが、その他にも、若者やシニア、障害者の方など、幅広く支援を実施しております。                                    |